平成２１年（フ）第１９０６４号
東京都葛飾区水元１丁目８－６　ハイツたちばな３号―203
債務者　早野　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０８７号
東京都葛飾区宝町２丁目34―24―703
債務者　鈴木　隆夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１４７号
東京都北区豊島５丁目５－５－609
債務者　北里　義裕
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５号
熊本県菊池市出田2824番地
債務者　茂田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
熊本県鹿本郡植木町大字大和15番地６
債務者　石村　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２７９７号
横浜市戸塚区原宿１丁目19番12―202号
債務者　白子　昭二
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３号
広島県福山市神辺町字徳田875番地４、旧住所広島県福山市千田町１丁目20番18号
債務者　北村　賢一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３１８号
広島県福山市神辺町大字新湯野49番地９　コーポ小野Ｂ―202号、前住所広島県福山市北本庄２丁目５番６号
債務者　藤本　憲康
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５５７号
青森県むつ市金曲１丁目20番23号
債務者　荒岡　昭徳
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７１３号
愛知県高浜市田戸町３丁目１番地28　レオパレス田戸213号室
債務者　山隈　光由
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
岡山県勝田郡勝央町勝間田31番地４
債務者　森本　茂樹
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第５４１号
青森市富田２丁目６番27号　髙村方
債務者　菅原　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９００７号
東京都足立区谷中１丁目32―13―202
債務者　篠崎　　博
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６３号
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1238―10
債務者　川畑　康志（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８０号
東京都八王子市大楽寺町93番地１
債務者　岸　　実
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８１号
東京都昭島市宮沢町２丁目７番38号フォレストバレー宮沢Ｅ－５Ｂ
債務者　東谷真奈美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部